年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会 平成28年6月2日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500356号 厚生局事案番号 : 九州(厚)第1600016号

第1 結論

昭和49年8月から昭和52年8月までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険 被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和53年1月から昭和54年7月までの期間について、請求者のB事業所又はC社における 厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和55年1月から昭和59年1月までの期間について、請求者のD社における厚生年金保険 被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和49年8月から昭和52年8月まで

② 昭和53年1月から昭和54年7月まで

③ 昭和55年1月から昭和59年1月まで

私は、昭和49年8月から昭和52年8月まではA社に勤務し、昭和53年1月から昭和54年7月まではB事業所又はC社に勤務し、昭和55年1月から昭和59年1月まではD社に勤務し、いずれも婦人服の販売業務に従事していたが、それぞれ厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社に係る事業所別被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者 記録が確認できる複数の同僚の回答により、勤務期間の特定はできないものの、請求者が同社 に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、請求者のA社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、当時の事業主は、請求者の請求期間①に係る賃金台帳、出勤簿及び社会保険の関連資料は保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、請求者の厚生年金保険の被保険者記録は 見当たらず、整理番号に欠番も見当たらない。

なお、オンライン記録によると、昭和49年7月29日から同年9月3日までの期間において、 C社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

2 請求期間②について、請求者は、B事業所又はC社が出店していたE店に勤務していた旨陳述している。

しかしながら、C社については、請求者の同社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、同社の当時の事業主は、請求者の請求期間②に係る賃金台帳、出勤簿及び社会保険の関連資料は保管していない旨回答しているため、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間②に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、請求者が当該期間に同社に勤務していた事情はうかがえない。

さらに、C社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間②に係る請求者の厚生年金保 険の被保険者記録は見当たらず、整理番号に欠番も見当たらない。

なお、B事業所については、請求者が主張する事業所の所在地であるF県G区を管轄する法 務局において、B事業所という名称を使用している法人は確認できない上、適用事業所名簿及 びオンライン記録においても厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

3 請求期間③について、D社に係る法人登記簿により請求者が代表取締役であったことが確認 できる。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、D社が、請求期間③において、 厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、代表取締役である請求者は請求期間③に係る賃金台帳、出勤簿等を保管していないことから、請求者の当該期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

4 このほか、請求者が請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を、請求者が勤務していた と主張する事業所の事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の 資料は無く、ほかに請求者が当該請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除 されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を、請求者が勤務していたと主張する事業所の事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500369 号 厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600017 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を 認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和55年10月1日から昭和57年1月29日まで

私は、昭和55年10月1日から昭和57年11月30日まで、A社で縫製の仕事をしていたが、 請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がないことがわかった。請求期間において、支給 された給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、請求期間を厚生年金保険の被保 険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、請求者が請求期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社の請求期間当時の事業主は既に死亡している上、請求者が同社の経理事務担当者であったと主張する当該事業主の妻に照会するも回答が得られないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の加入手続及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の後継事業所であるB社は、商業登記簿謄本により既に解散していることが確認でき、同社の元事業主は、請求者に係る賃金台帳、出勤簿及び社会保険の関連資料は保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険の加入手続及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者が氏名を挙げた複数の同僚は、A社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、請求期間において、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の資格取得年月日は、雇用保険の被保険者資格取得日と一致していないことから、同社は請求期間当時、必ずしも全ての従業員を勤務実態どおりに厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者は昭和 57 年1月 29 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、当該記録はオンライン記録と一致している上、請求期間において、請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番はない。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。